【篠栗町農業委員会議事録】

- 1. 開催日時 令和2年 7月7日(火) 13時30分
- 2. 開催場所 篠栗町役場 2 階 中会議室
- 3. 出席委員(14名)

農業委員

- 5番 鷹巣 礼子(会長)
- 2番 藤 勝徳(副会長)
- 1番 藤 憲作
- 3番 藤 好信
- 4番 岡部 秀美
- 6番 古屋 英昭
- 7番 三代 由美子
- 8番 関 寛仁
- 9番 松田 護
- 10番 萩尾 由紀子
- 11 番 城戸 一寿
- 12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則 合屋 光久

- 4. 欠席委員(0名)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条による許可申請について
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 勝則 事務局員 吉村 淳子 事務局員 東 輝和

議 長 【開会のあいさつ】

皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和2年7 月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、全員の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第 6条の規定により、本日の総会は成立しております。

【議事録署名人の指名】

次に、議事録署名人ですが、

篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により

7番:三代 由美子 委員

8番:関 寛仁 委員 にお願いします。

【会議書記の指名】

また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。

【日程の説明】

本日の日程についてですが、議案第1号について審議し、その他事項に ついて事務局からの報告を受け散会とします。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議】

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 説明】

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。

議案書1ページをご覧ください。

	令和2年6月11日付で、農地法第3条の規定により許可申請があった
	ものです。
	【議案第1号 審議番号1の朗読】
	概要について説明いたします。
	今回は所有権移転(贈与)が目的となっております。面積は810㎡と
	なっています。
	農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、
	許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などにつ
	いても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積(40a)も超えて
	おり、全ての許可要件を満たしております。
	事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。
	議案1号について地元農業委員の城戸委員から、何かご意見などはあり
	ませんでしょうか。
9番	特にありません。
(城戸 委員)	
議長	【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】
	議案第1号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。
	【質問なし】
	それでは採決いたします。
	「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」に
	ついて賛成の方は挙手をお願いします。

	【出席委員全員賛成】
	出席委員全員賛成により、議案第1号については、原案のとおり決定い たします。
	引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局	【事務連絡】
	・第22期農業委員会について
	・引継ぎについて(会長より)
	事務局からは以上です。
議長	皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。
	【特に意見等なし】
	それでは、これで令和2年7月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたしま
	す。お疲れさまでした。